

令和6年度 安中市立松井田中学校 部活動に係る活動方針

令和6年1月9日改訂

I 適切な運営のための体制整備

(1)部活動の方針の策定と情報発信

- ①毎年度当初に部活動の活動方針を検討し、職員会議等で全職員が方針を確認し、共有理解・共通行動を行う。
- ②活動方針については、ホームページでの公表や、PTA総会、学校通信等で地域や保護者に説明し、理解を得られるよう努める。

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ①校長は、生徒や教師の数、部活動指導員、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ②校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。
- ④顧問は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び大会日程等）及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、活動計画又は練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。

(3)部活動の設置について

- ①現在開設されている部活動の存廃については、校内規定等を考慮して対応を行う。但し、今後生徒数の減少や部員数の減少、更には教職員の減少が見込まれるため、適正な部活動数の観点から、必要に応じて部活動の存続について見直しを行う。
- ②運動系部活動は、2年続けて新人戦に正規部員のみで団体として参加できない場合（文化系部活動は、2年続けて2学期に3名以上の部員がいない場合）、翌年度からの部員募集を停止する。ただし、当該の部の現部員については、3年時の引退まで活動を継続することも、他部へ転部することも認める。
- ③本校に部活動の設置がなく、社会体育等で活動を行い、中体連主催の大会への参加を望む生徒がいた場合には、参加を認め、大会要項に沿った引率も行う。

(4)部活動の地域連携

- ①校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が共同・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- ②校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。
- ③校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(5)部活動検討委員会の設置

校長は、適切に部活動を実施するため、各活動に対しての取組や活動を評価し、改善が必要であることから、部活動検討委員会（当面、運営委員会が兼ねる）を設置し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、部活動指導員、外部指導者、生徒、保護者の意見を聞きながら必要に応じて改善策を提案してもらう機会を設ける。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

- ①校長、顧問及び部活動指導員、外部指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②運動部活動の顧問、部活動指導員、外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、分野の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③文化部活動の顧問、部活動指導員、外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④部活動の顧問、部活動指導員、外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるように、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2)体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること、ハラスメント等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為も許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者（部活動指導員、外部指導者も含む）は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

(1)適切な休養日等の設定

適切な休養・休息を伴わない「行き過ぎた活動」は、生徒にとって、心身に無理が生じることから、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など生徒の健康の保持・増進について考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするために、休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消・多忙化の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養、睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究等を踏まえ、①～③の基準を設定する。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部と同様とする。

①休養日の設定

- ア 平日は月曜日を休養日とする。休養日は朝練習を含む全ての部活動を行わない。
- イ 土・日曜日のいずれか一日は休養日とする。但し、大会参加等(練習試合は含まない)によりやむを得ず土・日曜日の両日に部全体の活動として部活動を実施する必要がある場合には、翌金曜日までの間に振替休養日を設ける。土・日曜日のどちらか一日に大会もしくは練習試合を行った場合、他の一日に練習試合は行わない。但し、日曜日に大会が設定されている場合には、土曜日に半日程度の練習を認める。その場合には代替休養日を設ける。
- ウ 土・日曜日を含め三日以上休日が続く場合には、大会以外は二日以上以上の休養日を設定する。大会等でやむを得ず二日以上活動する場合には、代替休養日を設定する。

②長期休業中の休養日の設定

- ア 夏休み等長期休業中は土・日曜日を休養日とする。但し、大会参加や練習試合等によりやむを得ず土・日曜日に活動を行う場合には、平日に休養日を振り替える。顧問は、長期休業の趣旨から、土・日曜日の両日に練習試合を計画しないよう努める。
- イ 長期休業中の活動時間は3時間程度とする。特に夏休みの熱中症等が心配される季節は生徒の健康状態を常に観察し、適宜休憩時間を設定する。(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)
- ウ 夏季休業中の「行事を組まない週」及び学校閉庁日は、部活動は原則実施しない。
- エ 中体連主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず土・日曜日に練習を行う必要が生じた場合には、3時間程度の練習を認める。

③活動時間

- ア 活動は、できるだけ短時間になるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)
- ※大会や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、過度の負担がかからないように活動する。
- ※生徒の安全面を考慮し、練習中の適切な休息や水分補給などに十分配慮し、ケガ・事故の発生リスクを最小限に減らすよう努める。

(2)朝練習の実施

- ①校長及び顧問は、教職員間の共通理解のもと、また生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲をもって自主的に取り組む朝練習は認めるものとする。生徒の参加については希望者とする。
- ②朝練習については、放課後の活動時間が十分にとれる日は、原則として行わないこととする。
- ③朝練習の開始は午前7時30分からとする。生徒が朝練習のために、活動時間より10分以上早く登校しないよう全職員で共通理解を図り、指導を徹底する。(ただし、スクールバスの運行上、やむを得ない場合を除く。)朝練習の終了は午前8時とする。なお、部活動計画の中に朝練習時間などの予定を必ず記入した上で校長に提出する。
- ④冬場など、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を考慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を実施することが考えられる。なお、その場合であっても時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避けるとともに生徒の朝練習への参加については強要しない。

4 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- ① 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、県教育委員会の「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- ② 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、複数の部活動がグラウンドで行われる際の安全対策として、安全な活動場所を確保するとともに、グラウンド使用のルールの明確化等の安全対策を行う。また、部活動における顧問の関わり方について確認するとともに、事故発生時及び未然に防ぐための対応として、職員研修の実施や危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討を行う。
- ③ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりすることができるようにする。

(2) 熱中症事故の防止

- ① 校長は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。
- ② 校長は、競技団体等の関係機関と連携を図り、高温や多湿時において、主催する学校体育大会やコンクールが予定されている場合については、大会やコンクールの延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) 事故への対応

- ① 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、万一、事故が発生した場合には、適切な応急手当を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 各種大会への参加について

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、顧問の負担が過度とまらないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(2) 中体連やJOCなど公的団体が主催ではない県外大会への参加について

学校として、保護者の経済的な負担や生徒・保護者・顧問の負担について検討を行う。最終的に大会への参加の有無については、管理職・顧問・保護者等で協議を行い決定する。

5 その他

部活動方針については、県全体の動向や他郡市の動向により、必要に応じて改定を行うとともに、学校運営協議会において、部活動の活動方針や活動の様子について説明・報告を行い、各部の活動を評価し、部活動方針の改善に役立てていく。